

令和2年度 第3回太宰府市障害者施策推進協議会 議事録（要約）

○日時

令和2年12月2日（水）19：00～20：05

○場所

市役所4階大会議室

○協議事項

議題1 第5次太宰府市障がい者プラン（障がい福祉計画（第6期）及び障がい児福祉計画（第2期）を含む）の素案について

○内容

■事務局あいさつ

■傍聴人無しの報告

■配布資料の確認

■議事

「太宰府市障害者施策推進協議会規則」第6条に基づき、議事進行を会長が行う。

議題1「第5次太宰府市障がい者プラン（障がい福祉計画（第6期）及び障がい児福祉計画（第2期）を含む）の素案について」

事務局)

前回ご意見のあった「障害（がい）」の表記については、法令や固有名詞以外はひらがな表記で統一させていただきます。目次、3頁、13頁、15頁、44頁において、固有名詞以外で漢字の「害」を使用していたため、修正しております。

事務局)

資料に基づき「第5章 第6期障がい福祉計画」のうち「第1節 令和5年度の成果目標」について説明

質疑

●相談支援体制の充実・強化等について

委員)

国の指針に基づいた内容になっている印象を受けました。相談支援体制の新規事業で、令和3年度末までに基幹相談支援センターの整備となっておりますが、太宰府市としてどのような方向性をお考え

ですか。

他の4市の基幹相談支援センターは障がい福祉課に包括されています。相談体制の充実・強化ということで、指導や助言が求められ、単に相談を受けるだけではないセンターになっていくと思いますが、他市にない、いいものをつくってあげたいと思います。

事務局)

50頁の「相談体制の充実強化等」については、ご指摘のように、筑紫地区の基幹相談支援センターが春日市、大野城市、那珂川市で立ち上がっていて、来年度、筑紫野市も立ち上がるという報告を受けていますので、それに間に合うような形で、来年度と考えています。

具体的には、今、会計年度任用職員で社会福祉士の相談員が2名いますが、来年度、もう1人相談員の予算要求をしているところです。かつ、社会福祉士の専門職員を1人採用していますので、その職員を中心に、基幹相談支援センターの充実を図っていきたいと思います。どういう相談を受けて、どういう指導・助言ができるのかという具体的な部分は、これから練らせていただきます。

委員)

職員の充実を図るという点では、他市と同じく、福祉課の中に包括した形で進められると理解しました。

●精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について

委員)

46頁の「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」や「第5期計画に引き続き、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を実現することを目指し」というのは、自立支援協議会の会議とは別の形で考えているのですか。基幹相談が充実すると、このような場も充実される感じがします。

事務局)

専門職を中心とした対応ができる形で、保健センターや包括支援センターと連携しながらやっていきたいと思っています。

委員)

包括支援センターと連携するという話ですが、お子さんの発達障がいの関係もあるので、子育て世代との連携も併せてお願いしたいと思います。そこで、太宰府市らしい特徴を出していただけますよう、ご検討をお願いします。

●国の基本指針の数値基準について

委員)

46頁の「①精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数」に、「精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基

本とする」という国の指針が載っていますが、どのような形で数値基準の試算をしたり、データを取っていくのかという具体性が国の資料を見ても分かりづらいです。数値目標は示してありますが、基準となる試算や方法などの指針はあるのですか。例えば、追跡調査をしなければいけない場合、個人情報保護などの壁が出てくると思いますので、医療と福祉の連携を取っていないと、この数値は見えにくいのではないかと思います。

事務局)

46 頁の「成果目標」の数値は国の指針をそのまま出していますが、実際、市がこれを把握するのは厳しいという実感はありますので、2 行目に「本市独自の目標値の設定は行いません」とありますように、指針は出しているけれども、という書き方になっています。ここは、具体的に数字として出せないまでも、医療スタッフとの連携を密にして、情報を取り入れつつ対応、ということを考えています。

委員)

国から出されているので苦しんでいるところだとは思いますが、数値目標を出したら、そこが目標になっていくと思います。

49 頁の「就労継続支援B型事業における移行者数」に1名と書いてありますが、今年度は、当事業所では、太宰府に住所がある利用者で、3名が就労しています。どうやってこの数値を拾い上げていくのかというところでは、連携の中で、現実と目標値の合致する形が見えてくるのではないかと思います。

委員)

国の基本指針が実現すると、大方の民間の精神科の病院はやっていけないというくらい深刻な数字になります。精神科病院協会も非常に注視していますが、目標だけが出て、具体的にどういう形で、いつから進めていくかの指針は出ていません。

地域医療構想が進んできましたが、精神科はまだ俎上に上がっていません。恐らく、地域医療構想と地域包括ケアシステムを連動させようとしているのではないかと想像していますが、実現性のない目標だと思います。

事務局)

資料に基づき「第5章 第6期障がい福祉計画」のうち「第2節 自立支援給付の量の見込みと確保方策」「第3節 地域生活支援事業の量の見込みと確保方策」「第4節 その他の活動指標」について説明

質疑

●福祉サービス等の情報の収集について

委員)

私自身は、子どもが35歳になり、子育てが終わってきたところです。ペアレントトレーニング等の取組については知りませんでした。こういう動きは大変ありがたいと思いますが、現実的には、太宰

府市は障がいのある子どもの親同士が集まる育成会がない状態です。私は親の会をやっていて今の活動につながっていますが、若い親世代だと、顔を突き合わせるような関係性ではなく、ネット等の顔が見えない所で相談がすむという、あっさりした関係を好まれるようで、こういう活動が難しくなっています。

子どもが学校に通っていた間は、同じような仲間で支え合ったり、相談しあったりしてきましたが、学校を卒業すると情報も得にくくなってきます。私のような年齢層の親御さんはネットを見ない方も多いので、ホームページ等での周知だけでは難しいかもしれません。例えば学校単位で行うなど、核になって動いてくださる機関を通じた情報提供も大切だと思います。

以前、月に1回地域サロンをやっていましたが、かえって若い保護者は何でもご存じで、福祉サービスなど上手に使っていますが、私たち世代は、「障がい者のためのグループホームもあるのね」という方がいるくらいです。子育て支援も必要ですが、「親亡き後」を考えている世代にも、こういう場を設定していただけるようにお願いします。

事務局)

まだ具体的な体制については検討が必要ですが、教育から外れた後、保護者間のつながりが途絶えると聞いていますので、そうならないようにするためのつながりも仕掛けができればと思います。

委員)

参考までにお話しします。筑前町は、社会福祉協議会を中心に、障がいの施設の横のつながりをつくっていました。学校を卒業した後の子どもたちの居場所や進路、どういうサービスがあるのかを紹介するため、障がいの福祉施設を集めて、行政の障がい担当と一緒にサポートをしながら、年に1～2回説明会や個別の相談会を行っています。また、社会福祉協議会が取りまとめながら、月1回の会議を通して横のつながりを強化しています。こうした施設間のつながりづくりと利用者のつながりづくりをうまくやっていけば、親御さんのサポートや情報共有もできていくのではないかと思います。

●障がい福祉サービスの質の向上を図るための取組について

委員)

70頁、実地指導について、医療機関は年に1回必ずありますが、福祉事業所はかなり少なく、3年に1回くらいというのが実情です。県の集団指導がそれに代わるものではあると思いますが、事業所の何が悪いのか、何が悪いのかが見えてきません。「指導監査結果の関係市町村との共有」という取組項目がありますが、指導監査の内容は、情報として市に入っているのですか。

事務局)

県からの報告は、具体的にはありません。

委員)

県庁に、障がい福祉サービス指導室があって、一昨年からは、県に4カ所ある監査指導係という部署が指定したものを全部吸い上げて、指定係と指導係が手分けをしながら現地指導をしています。指定

する立場の県としては、運営状況を知らせて、次回の指定更新や変更申請の時に役立ててくださいとすることはありますが、市町村には運営状況についての情報は下りていないと思います。情報を下ろすとしても、市役所がどう役に立っているのかが見えていないと、共有や連携は難しいかもしれません。

保育所関係では、利用者がどの園を選択するかの参考になるよう、運営状況等の情報が県のホームページで情報公開されるようになってきているので、恐らく福祉全体がそういう動きになってくるのではないかと思います。

事務局)

資料に基づき「第6章 第2期障害児福祉計画」について説明

質疑

・意見なし

■その他

事務局)

今後のスケジュールについて説明

終了